

熊本市長 大西 一史 様

2025年8月21日

線状降水帯の発生による記録的大雨災害の

復旧・復興支援についての緊急申し入れ

日本共産党熊本地区委員会

委員長 橋田 芳昭

日本共産党熊本市議団

上野 美恵子

井芹 栄次

去る8月10日から11日にかけての線状降水帯発生による大雨被害では、市民の尊い命が奪われるとともに、市内各地に床上浸水や道路等の損壊を招く重大な被害が発生しました。犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災されたみなさまに心からのお見舞いを申し上げます。

日本共産党熊本地区委員会・党熊本市議団は、被害の発生した11日から市内各地の被災状況を調査し、被災者からの聞き取りを行ってきました。8月13日には、日本共産党国会議員団から田村貴昭衆院議員が来熊し、深刻な被害となった中心市街地の地下をはじめとした浸水被害を調査しました。

近年になかった大規模な床上浸水被害が市内各地で発生し、あらためて近年全国各地で発生してきた線状降水帯による豪雨災害のすさまじさを目の当たりにしました。高齢化と猛暑の中での復旧にはさまざまな困難があり、聞き取った被災者の声をもとに、急を要する課題である災害ごみへの対応や浸水家屋等の消毒に関する事、ボランティア派遣などについては、この間直接関係部局へ口頭で要望し、それぞれにご対応いただきました。

15日の市議会全員会議での被災状況報告を受けた後から、本格的に市としての災害支援がすすめられています。被災者の現状を見るならば、解決すべき課題は山積しています。

一刻も早く、被災された方々が元の生活に戻り、生業の再建も行われていくよう、被災者の立場にたち、以下の点について早急に対応していただくよう申し入れます。

### 【申し入れ事項】

1、罹災判定については、内閣府の基準で「床上10cmから1mまで」が「半壊」、「床上10cm以下」は「準半壊」となっています。しかし、「床上浸水」の場合は10cm以下であっても、畳・床・家財などが使用できなくなる被害となります。罹災判定は自治体裁量でできるので、過去に阿蘇市が行ったように「床上浸水」の場合は、すべて「半壊」以上の判定とすること。

また、内閣府の水害での罹災判定における「床上10cm以下は準半壊」という規定は、「床上浸水」はすべて「半壊」以上とするよう、国へ求めること。

- 2、「被災者生活再建支援法」の適用を国へ求め、併せて「被災者生活再建支援金」の抜本的な拡充を国へ要望すること。
- 3、災害援護資金・生活福祉資金貸付は無利子とし、柔軟な対応で実態に合った貸付を行うこと。また、災害という非常時への対応という点を認識し、速やかな対応を行うこと。
- 4、災害復旧に係る融資制度については、全額保証料・利子補給を行うこと。
- 5、災害住宅リフォーム助成制度を創設し、住宅再建への支援を強めること。
- 6、ビル地下が深刻な浸水被害に見舞われたことから、内水浸水想定区域図で浸水深1m以上となっている中心市街地の内水氾濫対策を早急にすすめること。そのためにも、下水道施設等の改修に対する補助率引き上げを国へ求めること。  
併せて、建物への止水板設置に対する助成を行うこと。
- 7、被災した中小企業等が速やかに復旧・復興していくために、なりわい再建補助金・小規模事業者持続化補助金等の実施を国へ求めること。
- 8、浸水等の被害がなく罹災証明の発行対象とならない店舗等での、建物全体（設備等）の被災により営業が出来なくなる等の被害に対して、事業継続等の支援を行うこと。
- 9、頻繁な発生となってきた線状降水帯による豪雨に対応するために、国や県とも連携し、今回被害の発生した坪井川・井芹川・健軍川・浜戸川等をはじめ市内を流れる河川における浚渫等の河川改修・治水対策を日常的にすすめること。  
また、河川に係るポンプや水門・サイレン等がきちんと作動するよう、日常的な維持管理をきちんとやっておくこと。
- 10、今回の災害では車・バイクの浸水が多数発生し、生活に支障をきたしているので復旧への支援を行うこと。特に、保険等での対応がなく、事業の継続や車がなければ生活に支障をきたす被災者（障がい者や高齢者、傷病のある人など）については、車の確保への早急な対応を行うこと。
- 11、被災者の医療費の一部負担金を免除すること。
- 12、被災者の住宅確保にあたっては、緊急な対応が求められることから、生活保護の住宅扶助を特別基準で対応すること。
- 13、一部損壊世帯へも、市独自の支援策を実施すること。
- 14、罹災証明等の各種申請や手続きが困難な高齢者等について、支援につながる丁寧な援助を行うこと。
- 15、情報がHPなどのネット情報で得ることが困難な高齢者等のいわゆる情報弱者について、的確に情報が届くように周知広報の手段を工夫すること。
- 16、各種支援は、復旧・復興が完了するまで継続すること。

以上